

# 令和6年度 障害のある人のための職業訓練(障害者委託訓練) ご協力いただける企業・団体を募集(2次募集)

千葉県立障害者テクノスクール

千葉県では、企業・団体を委託先とする障害のある人を対象の職業訓練事業を実施しています。  
この訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づいて実施する公共職業訓練です。

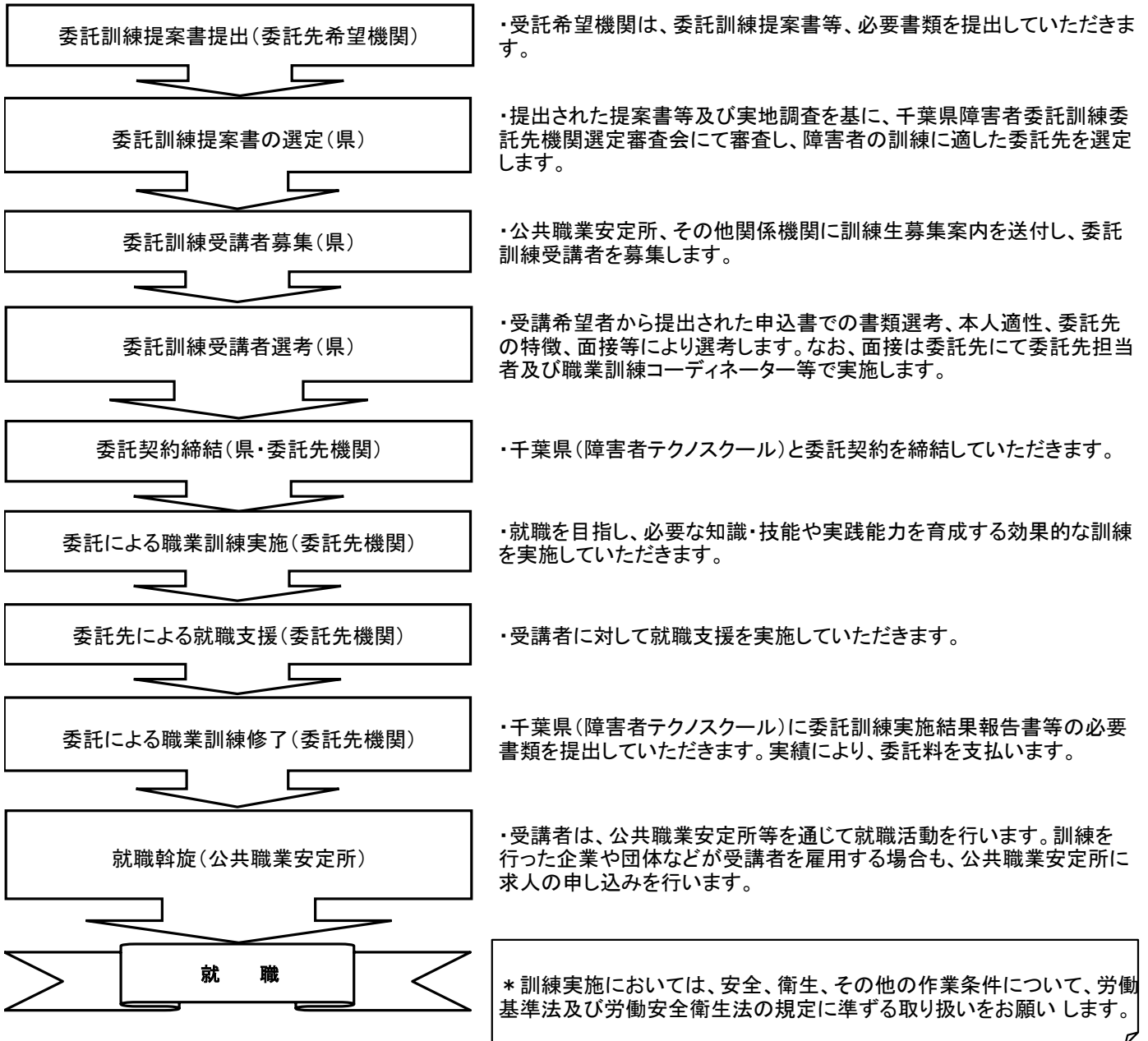
## 障害者委託訓練とは

障害のある方の就職を促進するため、地域の企業や社会福祉法・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等に訓練を委託して、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力の育成を図るものです。

## 募集訓練コース

内容／訓練コース名	デュアルシステムコース
訓練対象者	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病などを有する方 (※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者。または公的機関等による判定書や診断書、及び主治医の意見書などにより、障害を有することの証明がある方)  ○公共職業安定所に求職登録をしている方 ○原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方 ○職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方 ○障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方
訓練内容	長期間就労から離れている、就業経験が全くない等の障害のある方を対象として職業能力開発を図るため、民間職業訓練機関等における座学等の集合訓練と企業等における実習を組み合わせた訓練内容であること。
委託先	社会福祉法人、特定非営利活動法人等 (職場実習は企業等において実施する。その際は委託先と企業等の間で再度契約を結ぶこととする。)
訓練実施時期	令和6年5月1日～令和7年3月7日の期間内で開始月を決めて実施する。
訓練期間	集合訓練と職場実習を通算して6か月以内 【集合訓練: 1か月～5か月／職場実習: 1か月～3か月】
訓練時間	9:00～17:00を標準として任意に設定
指導形態	【職業能力付与講習・集合訓練等】集合訓練 【職場実習】個別訓練
標準訓練時間数 (最低訓練時間数)	100時間／月 【職業能力付与講習】4日以内 【集合訓練等】(80時間/月) 【職場実習】(60時間/月)
受講者選考方法	書類選考及び面接により受講者を決定する
委託料等	<委託料> 【職業能力付与講習】2,200円／日 【集合訓練等】66,000円／月 【職場実習】110,000円／月 ※上記は、原則、受講者1人当たり上限額(税込) ※委託訓練修了後、実績により支払う。受講者の中途退所等により、減額される場合がある。  <就職支援経費> 就職による退所、又は訓練修了後3か月後以内に就職(内定)した場合、就職者1人当たり22,000円(税込)を委託先機関に支払う。
募集期間	令和6年5月7日(火)から12月13日(金)17:00まで
応募方法	提案書を電子データにて、誓約書を持参または郵送にて提出
委託先選考方法	書類審査及び実地調査を行い、千葉県障害者委託訓練委託先機関選定審査会において選定

## <委託訓練フロー図>



## <委託先機関にお願いする業務>

- 受講者の指導
- 受講者の出席状況、訓練状況、就職状況の把握
- 委託訓練実施結果報告書、出席簿等の書類提出等

◎提案書様式は千葉県立障害者テクノスクールのホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougai/>

◎提案書の提出及びお問い合わせ、ご相談は下記までお願いします。

〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町470

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課 委託訓練担当 : 大竹

TEL:043-291-7744 FAX:043-291-7745

e-mail:[csg-itaku@pref.chiba.lg.jp](mailto:csg-itaku@pref.chiba.lg.jp)